

記者発表（資料配布） 本紙のみ			
月／日（曜日）	担当部課名	電話番号	発表者名 （担当者名）
令和元年5月8日（水） 午後1時10分	農林振興課 農林水産振興室	0790-82-0667	室長 松阪鉄矢 （主事 木南 智）

豆類としては、全国初。兵庫県内では神戸ビーフ、但馬牛に続き3例目 件名：「佐用もち大豆」が地理的表示保護制度に登録

長年、佐用町内で栽培されてきた「佐用もち大豆」が、農林水産物や食品を地域ブランドとして保護する国の地理的表示保護制度に登録されましたので、お知らせします。

豆類としては全国初の登録となり、兵庫県内産品の登録は神戸ビーフ、但馬牛に続き3例目となります。

1. 佐用もち大豆の特徴

佐用もち大豆は、約30年前から佐用町内のみで生産している在来種で、もちもちとした食感が最大の特徴です。大粒で平均百粒重が40gを超え、一般的な品種と比べ約3割重く、糖質含量も多いため、甘味も強めです。

佐用町は昼夜の寒暖差が大きく、大粒で良好な大豆が育つ環境にあります。町内に種子専用のほ場を設置し、原々種、原種、種子の厳格な管理を行い、収穫物についても地域内で品質管理しています。佐用もち大豆は、町内の農家らで組織する「佐用もち大豆振興部会（会長：佐用町長・庵邊典章、会員数32名）」が生産しており、平成29年度実績で、栽培面積は約70㌥、約80㌥を生産しています。

また、地域をあげて加工品開発に取り組んでおり、味噌などの加工品は町の特産品として町内外から広く認識されています。

2. 登録日及び登録番号

登録日 令和元年5月8日

登録番号 第78号



3. 地理的表示保護制度とは

地理的表示（GI：Geographical Indication）保護制度は、地域で長年育まれた特別な生産方法で高い品質、評価を獲得している農林水産物・食品の名称を品質基準とともに国に登録し保護する制度です。地理的表示に登録されると、日本の地理的表示産品であることを証する「GIマーク」の使用が認められるとともに、基準を満たす生産者だけが登録された名称を使用できます。

4. 参考資料など

申請内容など、本登録に関する詳細は次を参照ください。

・農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/press/index.html>

5. 本件に関する問い合わせ先

佐用町役場農林振興課農林水産振興室 担当：木南、松阪、福本

TEL 0790-82-0667 FAX 0790-82-0017